

平成20年2月4日  
農 林 水 産 省

## 平成19年12月27日に混入を確認した米国産うるち砕精米の異物について

平成19年12月27日に政府が実需者に販売した米国産うるち砕精米に混入を確認した「カビ状の異物」(12月28日公表)について、分離・同定を行った結果、カビ毒を産生する可能性のあるカビは同定されず、アフラトキシンも検出されなかった。

このため、これまで政府が同一本船により輸入し保有している、米国産うるち砕精米(1,006トン)についての移動の凍結を、本日付けをもって解除した。

なお、移動の凍結解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、12月27日に異物の混入を確認した米穀については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お問い合わせ先	
総合食料局 食糧部 計画課 加工用米穀班	
代表	03-3502-8111
内線	4205
直通	03-6744-2074
担当	渡邊、大隅